

令和8年度福島県地域創生総合支援事業（サポート事業）  
「一般枠」・「過疎・中山間地域活性化枠（集落等活性化事業、  
収益事業（スタートアップ支援事業）」募集要項

令和8年2月4日  
福島県県北地方振興局

◎ はじめに

申請に当たっては、あらかじめ以下の規定等をお読みください。ご不明な点があれば、担当者までお問い合わせください。

- ・ 福島県地域創生総合支援事業（サポート事業）補助金交付要綱
- ・ 福島県地域創生総合支援事業（サポート事業、県戦略事業）実施要領
- ・ 令和8年度地域創生総合支援事業（サポート事業）採択方針

なお、お問い合わせの際は、どのような事業を行いたいのか整理いただき、採択方針に合致する事業か、あらかじめご確認ください。

1 募集期間

令和8年2月4日（水）～令和8年2月17日（火）17時必着

※採択となった場合の交付決定時期：令和8年4月1日以降

※交付決定前に発生した経費については補助の対象となりません。

2 提出書類

以下の書類を提出してください。（提出部数：各正本1部、副本1部、電子データ）

※提出書類は返却いたしません。データ提出先：kenpoku-chiiki@pref.fukushima.lg.jp

No.	書類名	様式	提出	留意点
1	地域創生総合支援事業 (サポート) 事業計画書提出書	参考様式1	●	
2	地域創生総合支援事業 (サポート事業) 計画書	交付要綱第 1号様式の 別紙1または 別紙2	●	別紙1：「一般枠」、「過疎・中山間地域活性化枠 (収益事業・集落ネットワーク圈形成事業を除く)」 別紙2：「過疎・中山間地域活性化枠（収益事業 (スタートアップ支援事業)」
3	收支予算書	参考様式2	●	
4	補助対象経費に関する積算内訳	任意様式	●	3の收支予算書への記載も可
5	積算内訳が記載された見積書の 写し	任意様式	●	1会計当たり10万円以上の支出となる場合は、原 則、2者以上からの見積書を提出すること。 また、委託料、工事請負費、備品購入費の経費があ る場合は、金額に関わらず見積書を提出すること
6	団体の規約・定款・構成員・役 員名簿・役員の職業を記載した もの	任意様式	●	
7	団体の最新の年間事業計画書、 收支決算書、活動内容に関する 資料	任意様式	●	

No.	書類名	様式	提出	留意点
8	担当者（連絡責任者を含め2名以上）の連絡先（氏名、住所、電話番号、メールアドレス）が分かるもの	任意様式	●	名刺等可
9	施工位置図、平面図、完成予想図、実施設計書等	任意様式	○	[ハード（施設等の整備）の場合]
10	事業の年次計画	任意様式	○	複数年度にわたり実施を予定する事業の場合
11	集落等との協定書	任意様式	○	過疎・中山間地域活性化枠（収益事業）のみ
12	市町村からの推薦書	指定様式	○	過疎・中山間地域活性化枠（収益事業）のみ
13	その他、参考となる書類、資料	任意様式	○	活動に関する新聞記事、写真など
14	提出書類等チェックリスト	参考様式3	●	

書類提出について、●：必須、○：該当する場合のみ

※ このほか、必要に応じて追加資料等の提出や説明を求めることがあります。

※ 様式等は、県北地方振興局のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01210a/yoshikiDownload.html>

#### ◎ 書類記載上の留意事項

- 事業計画書（第1号様式の別紙1又は別紙2）には、事業の目標や内容・実施時期等を具体的に記載するとともに、事業全体のスケジュールを明らかにしてください。特に、イベント等を含む事業の場合、概要（日時、場所、対象者、内容等）を箇条書きで記載するなどし、分かりやすくしてください。  
また、継続2年目以降の事業の場合、前年度に行った事業の効果と課題を整理した上で、それにどう対応しているのか、分かりやすく記載してください。
- 事業実施計画書等は、事業の目的や、その達成への道筋（ストーリー）、活動のイメージなどが把握しやすいように、図や写真を活用するなど工夫してください。
- 事業経費については、費目ごとに積算根拠を明確にし、その必要性を明らかにしてください。

### 3 ヒアリング等の実施

申請書提出後、必要に応じて事業内容等の確認のためのヒアリング（面談、電話、現地調査等）を行うことがあります。（実施する場合の日時については、実施団体担当者へ別途連絡します。）

また、実施予定市町村や、県の関係機関に情報を提供し、事業についての意見を聴くことがあります。

なお、ヒアリング等の結果、追加資料の提出や計画等の見直しを求めることがあります。

### 4 審査結果の通知

審査結果（採択又は不採択）については、後日、申請者あてに通知します。

なお、採択に当たり、補助金額が要望額より減額となる場合や、条件を付す場合があります。

また、健康関連事業について、前提となる国庫（被災者支援総合交付金）の採択の状況によっては、補助の対象やスケジュール等を変更する場合があります。

採択事業については、別途指定する日までに交付申請書等を提出してください。

### 5 採択事業の公表

採択事業については、事業実施主体の名称、代表者名及び事業内容等を公表します。

また、事業内容について県のホームページや広報番組等で紹介する場合があります。